

長与町子育て世帯 移住支援補助金

補助金額 35万円

長崎県外から長与町へ移住し、県内で就職または創業された子育て世帯※の方に補助金を交付します。

詳しい要件は裏面をご覧ください

※ 子育て世帯：中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯



移住専用 HP
「ながよ暮らし」も
ご覧ください！



対象者（Ⅰ～Ⅲの全ての要件に該当する方）

- Ⅰ 長崎県外に居住していた方（移住する前日まで連続して1年以上）
- Ⅱ 補助金申請後5年以上継続して居住する意思がある方
- Ⅲ 長崎県内で就業または創業された方

就業：長崎県内に事業所を有する事業者※に就業している方

創業：長崎県内で個人事業の開業または法人を設立した方

※ 事業者：事業を行う個人（個人事業者）及び法人のこと。

提出書類

長与町に転入してから1年未満の間、申請することができます！

①共通【全員】以下全ての書類を提出してください。

- 写真つき身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- 長与町子育て世帯移住支援補助金交付申請書兼請求書
【様式は HP「ながよ暮らし」→「移住支援」→「移住支援金」にあります】
- 移住元の住民票の除票または戸籍の附票の写し（移住元での居住地、在住期間を確認できる書類および申請者が移住元において子育て世帯であったことがわかる書類）
※日本国外からの移住の場合は、「移住元に関する要件」に該当することを確認できる書類の写し（外国語によって作成されたものは、翻訳者を明らかにした訳文を添付）
- 申請者及びその世帯員の全員が本町町税を滞納していないことの証明書（申請日において高校生以下の者を除く。ただし納税義務者の場合はこの限りではない。）【役場3階税務課で取得できます】
- 補助金の振込に係る預金通帳の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

②就業に関する要件を満たす方

- 就業証明書（長与町子育て世帯移住支援補助金の申請用）

③創業に関する要件を満たす方

- 個人事業の開業届出書の写しまたは法人設立届出書の写し
※（事業所の移転の場合）：
所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書の写しまたは異動届出書の写し



子育て世帯移住支援補助金に係るチェックリスト

次の要件を全て満たす場合方が対象となります。

- ①共通 の要件を全て満たす。
- 次のいずれかの要件を全て満たす（詳細はそれぞれの項目をご確認ください）。
 - ②就業
 - ③創業

①共通 次の全てに該当する方

- 1. 長与町に転入した日（以下「転入日」という。）の前日まで連続して1年以上長崎県外に居住していた。
- 2. 転入日の前日において子育て世帯であった。
- 3. 転入日から子育て世帯移住補助金（以下「補助金」という。）の交付申請日までの間に、子育て世帯に属している。
- 4. 申請時において、長与町に転入した日から1年以内である。
- 5. 長与町に補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。
⇒ 5年以内に転出した場合、補助金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。
- 6. 移住者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- 7. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
- 8. 移住者及びその同一世帯の世帯員がいずれも、本町の町税を滞納していないこと。
- 9. 長与町移住支援金（東京圏から移住された方向けの支援金）の交付を受ける意思がない者又は受けていない者。

②就業の場合 次の全てに該当する方

- 1. 勤務地が長崎県内に所在する。
- 2. 就業先が、長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人である。
- 3. 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 4. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

③創業の場合

- 1. 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行っている。

申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

お問合せ **長崎県 長与町 政策企画課**

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1
TEL 095-801-5661 FAX 095-883-1464
E-mail kikaku@nagayo.jp

ながよ暮らし

検索

長与町
移住応援
BOOK

